

# 「美和ノート」を改訂しました

美和勇夫 みわ・いさお 岐阜県弁護士会

「美和ノート」をご存知でしょうか。本誌増刊の『刑事弁護ビギナーズ』でも紹介され、CDの付録としてつけられましたので、お使いいただいている方もいらっしゃると思います。

これは、名前のとおり私が作ったものですが、このほど、説明内容が古くなった「裁判員裁判の説明」と「ビデオ撮影」の箇所などを改訂・補足することといたしました。

## 「美和ノート」とは

私は、1970年に名古屋の石原法律事務所で弁護士となり、イソ弁の3年間は、年30件以上の国選事件をこなし、独立してからは私選弁護もぼちぼちやるようになりました。

その頃、警察の捜査は、ちょっとした否認事件でも「接見禁止」が原則でした。

検事が接見禁止をつけると、接見時間は15分から20分と厳しく制限され、接見で被疑者と腹を割って話す時間などありません。

そこで、1980年頃に心血を注いで「美和ノート」の前身である「取り調べ受ける人の心構え」という素人さんにわかりやすいものをオリジナルに作って差入れをして、読んでもらえるようにしました。

それを知った親しい弁護士や先輩諸先生から「美和君、ぜひ、その心構えとやらを私にも使わせてくれないか」と頼まれ、限られた弁護士が使っていました。

そうしたところ、1998年頃になって、日弁連の接見交通権確立運動の要職にあり、検察庁相手の「接見国賠事件」を手がけていた同期(23期)の浅井正弁護士から「ぜひ、これを全国の弁護士のために公表してくれないか」と頼まれました。最初は「私の弁護事件のために苦勞して作り、成果をあげているものを、なんで公表せにゃならんのか」と答えていましたが、結局彼の熱意に押されて、世に出すことにし

ました。今でこそ、法律のこういう解説ものはネットで出回っていますが、当時はパソコンもスマホもなく、わかりやすい著作物の元祖といえるものでした。

その後、大阪の秋田真志弁護士が一部を補充され、ここで「美和ノート」と命名されたわけです。

## 被疑者ノートとの違い

私は当初、美和ノートと共に美和ノートの2頁目の写真にある大学ノートを「被疑者ノート」として一冊差し入れて、取調べの様子を日時を追って書き込んだものを接見の際に持って来てもらい、アドバイスをしていました。

これを日弁連が数年後に、取調べの状況を細かく具体的に書き込める体裁の「被疑者ノート(取調べの記録)」に改良して差し入れることにしました。

しかし、日弁連の「取調べに向けての大切なアドバイス」の本文などは、私の「元祖美和ノート」の要約・焼き直しがほとんどです。

両方を子細に読み比べてもらえばわかりますが、ずっと先に作成した「美和ノート」のほうが、法律に素人の被疑者には、はるかに読みやすい書き方がしてあります。

私が心がけたことは、とにかく、取調べの法律の仕組みがわからない人のために読んでわかりやすい文章にすることでした。

警察が「てめえこの野郎、警察をなめるなよ」と脅すとか、「困ったことに裁判官は捜査の現場を知りません」などとは、日弁連発行の被疑者ノートでは、とても書けないことです。

美和ノートは、ビギナーの弁護士どころか、刑事の裁判官を辞めて弁護士になった方からも、「初めて捜査の実情を知った」と感謝されるものとなっております。👤

※改訂版は、現代人文社ウェブサイト『刑事弁護ビギナーズ ver.2.1』の書籍情報ページ下方のリンクからダウンロード可能。